

令和6年10月11日

最高裁判所第二小法廷 御中
令和6年（才）1067号
令和6年（受）1368号

上申書（その4）

ホームヘルパー国家賠償粗鬆原告
藤原 路加

本日は3回目の上申となります。1回目、2回目の上申書ではホームヘルパーの訪問先に認知症状の有る方が増えている実態の中でのキャンセルについてお伝えしました。3回目は個別性のある訪問先での短時間化された生活支援の様子とヘルパーの事業が9割維持改善しているという資料の判断が、真逆の評価に使われている事をお伝えしました。

今回は2003年から20年たった2024年の給付費割合の推移の比較表を厚労省資料を元に円グラフに作成しました。

2000年にスタートした介護保険の総予算は3兆円。左の表の2003年には4兆円となって居ます。因みに当時の介護保険料は2911円でした。ここで注目して頂きたいのは訪問介護の割合です。2003年は11.4%です。しかし20年後たった2023年はどうなったでしょう？介護保険料は3倍の6000円となり、13兆産業に市場は膨らんでいます。さて、訪問介護の利用者数は3倍になって居るにも拘わらず、給付費の比率は10.1%に微減です。

給付抑制は訪問介護の場合、訪問時間が90分⇒60分⇒45分と生活支援の時間を減らす事という人間らしく生きる高齢当事者の暮らしと、ヘルパーの労働環境を更に悪化させていったことの証拠として裁判官に申し上げ、憲法の立場、人権を守る暮らしの立場から審議をお願いしたい。

